

## 入札公告

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を行うので、香川県会計規則(昭和39年香川県規則第19号。以下「規則」という。)第166条の規定により公告する。

令和6年10月30日

香川県立ミュージアム館長 古沢 保典

### 1 入札に付する事項

#### (1) 委託業務名

香川県立ミュージアム1階フロアレイアウト基本方針策定業務

#### (2) 委託業務の内容

仕様書による

#### (3) 委託業務の実施場所

仕様書による

#### (4) 委託期間

契約日から令和7年3月20日まで

#### (5) 入札方法

①かがわ電子入札システム(以下「電子入札システム」という。)による入札。

特段の定めがある場合を除き、香川県電子入札運用基準(物品等)(以下「電子入札運用基準」という。)に従うこと。

②落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 2 契約書作成の要否

要

### 3 電子契約の可否

可とする。

電子契約を希望する場合は、「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を入札時に電子入札システム又は電子メールにより提出すること。

#### 【電子入札システムにて提出する場合】

入札書提出画面において、「添付資料」欄に添付すること。

#### 【電子メールにて提出する場合】

下記メールアドレスに令和6年11月19日15時までに提出すること。その際、メールの件名を「電子契約同意書兼メールアドレス確認書(案件名)」とすること。

### 4 契約の内容を示す日時及び場所等(入札説明書の交付等)

令和6年10月30日から令和6年11月6日まで

午前9時～午後5時（6日のみ午後3時まで）

〒760-0030 香川県高松市玉藻町5番5号

香川県立ミュージアム M2階 総務課

電話番号 087-822-0246

FAX番号 087-822-0043

メール kmuseum@pref.kagawa.lg.jp

入札説明書等はメールでの交付も可とする。（ただし、かがわ電子入札システムに係る電子証明書を取得している者に限る。）なお、郵送による交付はできない。

## 5 契約の内容に関する質問の受付

契約の内容に関する質問がある場合は、令和6年11月6日午後3時までに4に示した場所等に対し文書で行うこと。（文書はFAXによる送付も可とする。ただし、FAXを送る際には、先に連絡を入れること。）

回答は、令和6年11月6日から令和6年11月8日までの間に、質問者及び本公告に係る入札説明書の交付を受けた者全員に対してFAX又はメールで行う。

## 6 入札及び開札

### (1) 電子入札システムによる入札書の提出締切日時

令和6年11月19日 午後3時

### (2) 開札の日時

令和6年11月20日 午前10時

### (3) 開札の場所

香川県立ミュージアム M2階 総務課

## 7 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「信書便」という。)による入札の可否 否とする。

## 8 入札保証金及び契約保証金

規則第152条各号に該当する場合は減免するので、減免を希望する者は、令和6年11月12日午後3時までに入札保証金・契約保証金減免申請書を4に示した場所に提出すること。

## 9 入札者の参加資格

次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格において、競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- (3) 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止措置を現に受けていない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。
  - ① 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者
  - ② 民事再生法に基づく再生計画認可の決定(確定したものに限る。)を受けた者
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」と

いう。) 第 2 条に規定する暴力団及びその構成員でないこと。

(6) 平成 26 年度から令和 5 年度までの間に、公開承認施設の常設展示室 (500 m<sup>2</sup>以上) の新築または改修に伴う展示工事を元請として設計若しくは施工した実績があること (設計若しくは施工した後に公開承認施設として承認された場合を含む)。

※展示工事とは、展示造作、グラフィック・サイン、映像・音響 (システム・コンテンツ)、模型造形、電気設備等に関する総合的な製作・施工であって、展示造作、グラフィック・サイン、映像・音響 (システム・コンテンツ)、模型造形、電気設備等の単独の業務、工事又は備品納入は除く。

(7) 大型商業施設や観光拠点施設などにぎわいを創出する施設の空間デザインの設計を元請として受託した実績があること。

(8) 一級建築士の資格を有する者および博物館法の定める学芸員資格を有する者をそれぞれ 1 名以上配置できる者であること。ただし、開札日の前日までに、入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であること。(契約時に配置予定者である一級建築士の資格、博物館法の定める学芸員資格、雇用関係を証する書類を提出すること)

## 10 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、9 の(1)、(4)~(8)の要件を満たすことを証明する下記①~⑧の書類を令和 6 年 11 月 12 日午後 3 時までに、4 に示した場所に提出 (郵送の場合は、令和 6 年 11 月 11 日までに必着) し、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。なお、当該書類提出前に、電子入札システムにより一般競争入札参加資格確認申請を行うこと。

提出された書類の審査に合格した者に限り入札に参加できるものとし、審査の結果は、令和 6 年 11 月 15 日までに通知する。

### 【入札参加資格確認資料】

- ① 入札参加資格確認申請書
- ② 会社情報 会社所在地・商号又は名称・代表者名・電話番号・担当者名・担当者連絡先、令和 3 年 4 月 1 日以降における行政指導等処分の有無
- ③ 組織体制 本業務に対応する事務所 (本支店、営業所等) の体制 (常駐従業員の人数)
- ④ 誓約書 暴対法第 2 条に規定する暴力団及びその構成員でないこと等を申し立て、誓約する書面
- ⑤ 役員一覧
- ⑥ 公開承認施設の設計若しくは施工受託実績
- ⑦ 大型商業施設や観光拠点施設などの設計受託実績
- ⑧ 配置予定者

## 11 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び規則第 171 条各号に掲げる場合における入札は無効とする。

## 12 入札又は開札の取消し又は延期による損害

天災、電子入札システムの不具合、その他やむを得ない事由がある場合又は入札に関し不正行為がある等により競争の実効がないと認められ、若しくはそのおそれがあると認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。この場合、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。

### 13 落札者の決定方法

(1)規則第 147 条第 1 項の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、入札結果は、香川県物品の買入れ等の契約に係る競争入札等の周知及び結果の公表に関する要綱及び電子入札運用基準に基づき公表する。

### 14 落札の無効

落札者は、県から契約書案の送付を受けた日から 5 日（休日の日数は、算入しない。）以内に契約の締結に応じなければならない。この期間内に契約の締結に応じないときは、その落札は無効とする。ただし、天災その他やむを得ない理由がある場合は、この期間を延長することがある。

### 15 予約完結権の譲渡

落札者は、落札決定後契約締結までの間において、予約完結権を第三者に譲渡してはならない。

### 16 その他

(1)詳細は、入札説明書による。

(2)落札者が正当な理由がなく契約を締結しないときは、「物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領」に基づく措置を講じる場合がある。